

京都市告示第 20 号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成19年4月6日

京都市長 榊 本 頼 兼

名 称	位 置	供 用 開 始 の 期 日
嵯峨中山公園	右京区嵯峨中山町4番3 同町6番 同町7番 同町9番1	告 示 の 日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)